

令和6年12月3日
庁舎整備担当部

本庁舎等整備工事の工期延伸に伴い区に生じた損害における 人件費の考え方について

1 主旨

区では、現在、大成建設と令和6年3月1日締結の「世田谷区本庁舎等整備工事における工期延伸に関する合意書」に基づき、本件工期延伸に伴い区に生じた損害額の確定に向け、大成建設と交渉を行っている。本件に関し、区に生じた損害としての区職員の人件費について、区の考え方をまとめたので報告する。今後、この考え方をもとに、大成建設との交渉を行う。

2 区に生じた損害における人件費の考え方について

これまでに区が確認した損害の項目については、基本的な考え方として、本件工期延伸が無かった場合の想定と、本件工期延伸が生じた後の実際の支出とを比較し、その差額を損害額として算出した。区職員の人件費も、同じ考え方に基づき、次の3つの類型を抽出し、整理を行った。

(1) 専管組織の存続期間延長に要する組織の人件費

①概要

本件工期延伸に伴い存続期間の延長が余儀なくされた専管組織として、庁舎整備担当部を対象とし、本庁舎等整備完了後も継続する業務に従事する人数は、本件工期延伸の影響を受けないとして、控除した上で、損害額の算定を行う。

②対象期間

庁舎整備担当部は、今後、本庁舎等整備の進捗状況に応じて、職員数や組織構成等、変更の可能性もあることから、人件費の算定は、全体工期ではなく、各工期の延伸日数に応じて行う。

各工期延伸日数（月数）は、令和6年3月1日付けで締結した「世田谷区本庁舎等整備工事における工期延伸に関する合意書」、令和6年6月19日付けで締結した「世田谷区本庁舎等整備工事における工期延伸に関する合意書（2期・3期）」に基づき、1期242日（8か月）、2期126日（4か月）、3期192日（6.5か月）となる。

③算定基礎となる人件費単価

総務省による地方公共団体の人件費の費目構成を踏まえ、当該損害額算定に用いる人件費単価は、世田谷区各年度当初予算の一般会計給与費明細書による職員一人当たりの給与費（退職手当等含む）、共済費の合計額とする。1期延伸分については、令和5年度当初予算書に基づき算定する。

④1期工期延伸分の当該人件費

約1億1,000万円

※算定基礎となる職員数は、令和5年4月時点での職員数26人（育休者1人を除き、会計年度任用職員2人含む）から、本庁舎等整備完了後も継続する業務に従事する

5 人分（会計年度任用職員 1 名含む）を控除し、21 人（会計年度任用職員 1 名含む）とする。

（２）本件工期延伸に伴う追加業務に要した人件費

①概要

（１）で対象とした庁舎整備担当部以外の部署において、本件工期延伸に伴う追加業務に要した人件費を対象として、損害額の算定を行う。

②対象期間

年度途中で工期延伸による対応が必要となった令和 5 年度を対象とする。具体的には、令和 5 年 5 月に大成建設からの申し出を受け、区は、1 期棟の完成日は、令和 5 年 9 月末から令和 6 年 3 月末に延伸した。しかし、この申し出が年度当初であったために、区は、新庁舎運用開始に向けて、前年度や当該年度に締結していた契約の内容変更等の追加業務に追われた。この追加業務に要した人件費を算定する。

③算定方法

追加業務に従事した職員の人件費単価（時間）×業務に要した時間により算定する。人件費単価（時間）は、職員ごとにその給与から算出された単価とし、業務に要した時間数は、各部署へのヒアリング確認をした上で実績値とする。

④当該人件費

約 500 万円

（３）仮庁舎と本庁舎間の移動時間にかかる人件費

①概要

各仮庁舎の部署は、新庁舎 2 期棟、3 期棟の完成時に、本庁に集約する予定である。

そのため、本件工期延伸にかかる期間において、仮庁舎と本庁舎間の移動時間が生じたために、職員の労働時間が増加し、区が時間外手当の支払いを余儀なくされた場合は、当該追加支出部分（超過勤務手当）を、損害の対象とする。

なお、仮庁舎と本庁舎間の移動にかかる旅費は、別途、実費を損害額とする。

②対象期間

2 期棟完成時に集約する二子玉川分庁舎は、2 期棟の当初完成予定日である令和 7 年 9 月 15 日の翌日から延伸後の令和 8 年 9 月 18 日まで、3 期棟完成時に集約する三軒茶屋分庁舎は、3 期棟の当初完成予定日である令和 9 年 10 月 15 日の翌日から令和 11 年 4 月 27 日までを対象期間とする。

③算定方法

人件費単価（時間）は、職員ごとにその給与から算出された単価で算定し、人事庶務システムの集計データを基に算定する。

4 今後のスケジュール

令和 6 年 1 2 月～ 大成建設と交渉

令和 7 年 2 月 DX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会報告
（損害額請求に向けた交渉状況について）